

令和2年5月1日

保護者の皆様

鹿屋市教育委員会

5月7日以降の学校における対応について（お知らせ）

県の要請を受け、市内小中学校及び鹿屋女子高等学校は4月22日から臨時休校としております。現段階で国・県から5月7日以降の方針は示されていませんが、本市では、5月7日以降の学校については、以下のとおり対応することとします。

市内小中学校及び鹿屋女子高等学校については、

- ① 5月6日（水）までは臨時休校です。
- ② 5月7日（木）、8日（金）は、今後の対応が「臨時休校延長」、「学校再開」のいずれの場合でも登校日とします。なお、小中学校は学校給食を実施します。
- ③ 大型連休中に、国・県の方針が示された場合は、学校から連絡メールや連絡網等で「臨時休校延長」または「学校再開」のお知らせをします。

1 登校日における家庭での留意事項

- (1) お子さんが登校する場合は、学校が配布する記録用紙（「健康状態記録カード」）に、お子さんの検温や風邪症状等を記録し、お子さんに持たせてください。
- (2) お子さんに発熱やせき、鼻水などの風邪症状が見られる場合は、学校に連絡のうえ、回復するまで登校を見合わせてください。
- (3) お子さんのマスクの着用にご協力ください。手作りマスクでも構いません。

2 5月7日（木）以降も臨時休校が延長される場合

- (1) 5月7日（木）、8日（金）は臨時登校日（午前中）とし、学校給食は実施します。
- (2) 5月9日（土）からしばらくの間、臨時休校とします。期限は追って連絡します。
- (3) 5月11日（月）以降、毎週木曜日を臨時登校日（午前中）とし、この期間は学校給食は実施しません。（※休校延長が5月中の場合の臨時登校日：5月14日、21日、28日）
- (4) 5月7日（木）は、児童生徒の健康状態の把握やこれまでの課題の確認等を行います。また、8日（金）は新学年度の学習内容に関する課題や楽しみながら取り組める「私の〇〇チャレンジ大作戦」といった課題等の仕方の説明や休校中の過ごし方を指導します。

3 5月7日（木）から学校再開の場合

- (1) 5月7日（木）からは通常の授業と学校給食を実施します。
9日の土曜授業は予定通り実施します。
- (2) 教育活動の実施にあたり、「密閉・密集・密接」いわゆる3密をできる限り回避することや手洗い時間の設定（1日2回）、マスク着用、こまめな換気の徹底など、感染防止対策を一層徹底します。
- (3) 部活動は感染予防の対策を徹底したうえで、実施できることとします。
部活動開始に当たっては、最初の2週間は軽い運動からはじめ、ケガ等を防ぐように注意し、対外試合や演奏会等については自粛することとします。対外試合等の対応は県の情報や近隣市町の状況等をもとに、追って連絡します。